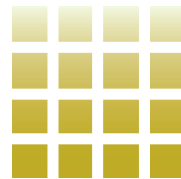


名古屋城眺望景観保全

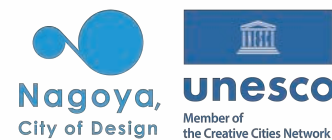
景観形成基準



名古屋市 住宅都市局 都市計画部 ウォークابل・景観推進課

住 所: 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
電 話: 052-972-2732〔ダイヤルイン〕
ファックス: 052-972-4485
電子メール: a2732@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

届出様式は名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードできます。
名古屋市公式ウェブサイトのサイト内検索で「景観法 様式」と検索してください。



『大規模建築物・工作物景観形成基準』
パンフレットとあわせてご覧ください。

名古屋市

はじめに

名古屋城は「尾張名古屋は城でもつ」という言葉が示すとおり、名古屋の歴史と文化の中心的存在であり、かつ、シンボルです。また、名古屋市を代表する観光資源として、多くの市民や観光客が訪れています。この名古屋城の眺望景観を保全していくことは、本市の魅力を向上させ、市民が誇るまちづくりを進める上で重要であると考えます。

しかし、名古屋城周辺の市街化が進展し、高層建物の建設により名古屋城の眺望景観が阻害される懸念が増してきています。そこで、眺望の阻害要因を抑制することを目的に、景観法に基づく「名古屋市景観計画」の中に、名古屋城眺望景観保全に関する制限等を追加します。

名古屋城眺望景観保全の方針

名古屋城眺望景観保全は、天守閣展望室からの眺望景観を保全するため、建築物・工作物や広告物がはっきりと視認される、天守閣から概ね1kmまでと、名古屋城の背景を含めた眺望景観を保全するため、名古屋城を代表する写真撮影ポイントから1.5kmまでを制限範囲とします。

これらの範囲を、良好な眺望景観の保全を図る地域として「名古屋城眺望景観保全エリア」(P.3参照)と位置付け、大規模な建築物・工作物及び屋外広告物に関する行為の制限を設定します。

天守閣展望室からの眺望

北側



南側



本丸からの眺望



西之丸からの眺望



景観形成基準

名古屋城眺望景観保全

建築物・工作物

対象規模

- ・高さ31m超の建築物や延べ面積10,000㎡(店舗等の集客施設の場合は3,000㎡)超の建築物など。
- ・地上からの高さが31m超の工作物や幅員15m超又はその延長が30m超の橋りょう、横断歩道橋など。

基本事項

1

名古屋城眺望景観保全エリアのうち天守閣から1kmの範囲における建築物又は工作物は、各眺望点から見た名古屋城の眺望景観又は天守閣展望室から見た市街地の眺望景観を阻害しないような形態・意匠・色彩とする。

また、同エリアのうち本丸又は西之丸の眺望点から1.5kmの範囲における建築物又は工作物は、それらの眺望点から見た名古屋城の背景景観を阻害しないような形態とする。

高さ

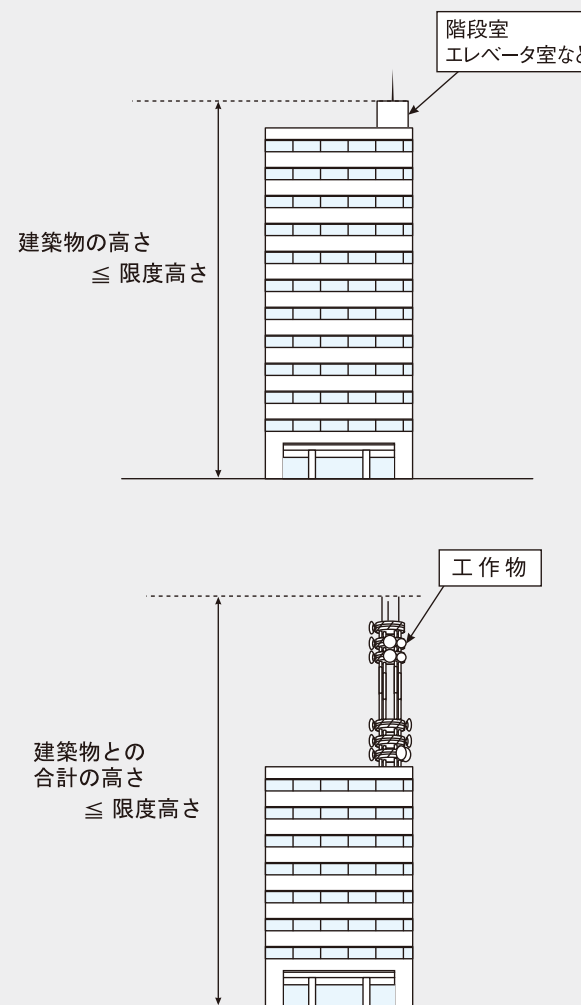
2

名古屋城眺望景観保全エリアにおける建築物の各部分の高さ(建築物の高さには階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の高さも算入する。)又は工作物の高さは、建築又は設置される位置に応じて、図(P.3参照)による限度高さ以下とする。

ただし、以下の場合はこの限りでない。

- ・天守閣の背後に隠れる等により、各眺望点より視認されないことが確認できる場合(背景景観の保全にかかる高さの制限に限る。)
- ・緊急時・災害時に必要となるなど、公益的な施設で、市長が名古屋市広告・景観審議会の意見を聴き、必要最小限の範囲でやむを得ないと認めた場合
- ・市長が名古屋市広告・景観審議会の意見を聴き、眺望を阻害しないと認めた場合

天守閣から1kmの範囲は、各眺望点から名古屋城を見たとき、又は天守閣展望室から周囲の市街地を見たときによく視認できる範囲です。建築物、工作物の外装のデザインや色彩、材質などが、眺望景観を阻害しないようにしてください。



A区域	H=50 (m)	B区域	H=62 (m)
C区域	$H=0.058595 \times L_1 + 14.213 \text{ (m)}$ $L_1 = \sqrt{\{(X_1 + 90498.839)^2 + (Y_1 + 24408.028)^2\}} \text{ (m)}$ (X ₁ 、Y ₁ は建築物、工作物の各部分の座標とする)		
D区域	$H=0.093526 \times L_2 + 15.709 \text{ (m)}$ $L_2 = \sqrt{\{(X_2 + 90351.645)^2 + (Y_2 + 24266.730)^2\}} \text{ (m)}$ (X ₂ 、Y ₂ は建築物、工作物の各部分の座標とする)		

建築物・工作物

3 外観

名古屋城眺望景観保全エリアのうち天守閣から1kmの範囲における建築物又は工作物の外観の色彩は、色相（JIS Z8721に定める色相）ごとに下表の彩度以下とする。

区分	色 相	彩度の上限
1	R(赤)又はYR(橙)系	6
2	Y(黄)系	4
3	その他	2

ただし、以下の場合はこの限りでない。

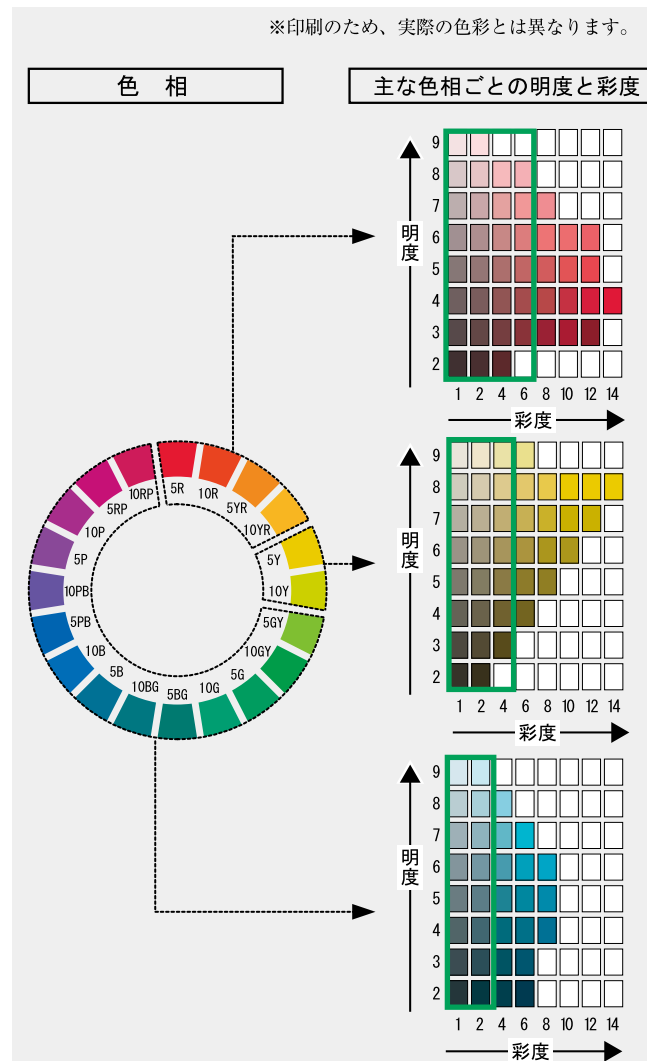
- ・アクセントとして壁面ごとに10％以下の面積で使用する場合
- ・自然素材に彩色を施さず使用する場合
- ・天守閣展望室から見た時に裏側になる等により、視認されない部分に使用する場合（上表の区分2又は3の場合に限る。）

4

名古屋城眺望景観保全エリアのうち天守閣から1kmの範囲における建築物又は工作物の照明は、点滅するもの、輝度に変化するもの、表示に動きのあるものや夜景を障害する高輝度のものは設置しない。

ただし、以下の場合はこの限りでない。

- ・他の法令等で設置が義務付けられている場合
- ・名古屋の魅力向上に資するもので、期間限定で市長が特に認めた場合
- ・市長が名古屋市広告・景観審議会の意見を聴き、眺望を障害しないと認めた場合



色彩の基準について

色彩を表す方法として、日本産業規格（JIS Z8721）ではマンセル表色系を採用しています。マンセル表色系では、色彩を色相（色の種類）、明度（色の明るさ）、彩度（色の鮮やかさ）の3つの要素に分類しています。

他の法令等で設置が義務付けられている場合としては、航空法に基づく航空障害灯などが該当します。

広告物

屋外広告物条例に基づく規格ですので、これに適合しない屋外広告物は許可されません。屋外広告物を掲出する場合は、ここで記述されていない全市的な規格がありますので、屋外広告物条例を確認してください。

対象範囲 規模

- ・名古屋城眺望景観保全エリアのうち天守閣から1kmの範囲
- ・広告物の表示面の上端の高さが地上20mを超え、かつ、一つの表示面の表示面積が10㎡を超えるもの（ただし、天守閣から視認されないものはこの限りでない。）

高 さ

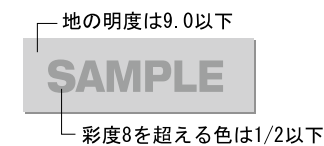
1

広告物の上端の高さは、大規模建築物の高さの最高限度を超えないものとする。

色 彩

2

- ア 彩度8を超える色は、一つの表示面の表示面積の1/2以上には使用しない。
- イ 広告物の地色の明度は9.0以下とする。

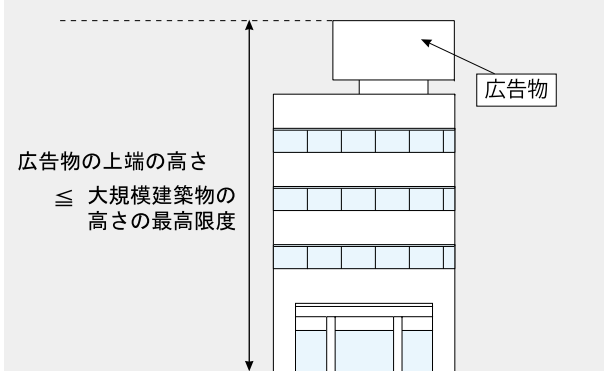


照 明

3

点滅する広告物、輝度に変化する広告物、表示に動きのある広告物や高輝度の広告物は設置しない。

大規模建築物の高さの最高限度については、P.3をご覧ください。



地色とは、文字や図柄以外の部分で、主に背景となる色をいいます。

名古屋城眺望景観保全エリアの内外にまたがる場合の基準の適用

建築物、工作物、屋外広告物がエリアの内外にまたがる場合、エリア内の建築物等の部分に基準を適用します。

